

泉大津市議会令和4年第2回定例会会議事項

(令和4年6月15日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	6	専決処分報告の件（令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件）	3
同	7	令和3年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	27
同	8	令和3年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件	31
同	9	令和4年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	35
議 案	37	泉大津市シーパスパーク広場条例制定の件	37
同	38	泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件	55
同	39	泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約締結の件	59
同	40	動産買入れの件	69
同	41	動産買入れの件	73
同	42	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件	81
同	43	令和4年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	111
同	44	令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	129

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	4
専決年月日	令和4年5月23日
事件名	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第2号）

専決第4号

令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,442,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,155,343	250,917	7,406,260
	2 国庫補助金	1,732,793	250,917	1,983,710
歳 入 合 計		34,191,099	250,917	34,442,016

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,553,849	250,917	14,804,766
	1 社会福祉費	5,672,718	157,750	5,830,468
	2 児童福祉費	4,921,890	93,167	5,015,057
歳 出 合 計		34,191,099	250,917	34,442,016

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 155, 343
歳 入 合 計	34, 191, 099

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
250,917	7,406,260
250,917	34,442,016

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 民生費	14,553,849	250,917
歳 出 合 計	34,191,099	250,917

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
14,804,766	250,917			
34,442,016	250,917			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,155,343	千円 250,917	千円 7,406,260

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	217,071	250,917	467,988
計	1,732,793	250,917	1,983,710

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	157,750	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金	
2 児童福祉費補助金	93,167	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業補助金（ひとり親世帯分）	54,595
		低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業補助金（その他世帯分）	38,572

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 14,553,849	千円 250,917	千円 14,804,766

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	398,251	157,750	556,001	157,750			
計	5,672,718	157,750	5,830,468	157,750			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	1,112,521	93,167	1,205,688	93,167			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	2,270	21 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 157,750	3 職員手当等 2,270
10 需用費	64		時間外勤務手当 2,000
11 役務費	404		管理職員特別勤務手当 270
12 委託料	14,722		10 需用費 64
13 使用料及び賃借料	290		消耗品費 50
18 負担金、補助及び交付金	140,000		印刷製本費 14
			11 役務費 404
		通信運搬費 250	
		振込手数料 154	
		12 委託料 14,722	
		電算処理委託料 3,769	
		給付金業務委託料 10,953	
		13 使用料及び賃借料 290	
		電子複写機使用料 200	
		会場借上料 90	
		18 負担金、補助及び交付金 140,000	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	514	3 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業（ひとり親世帯分） 54,595	1 報酬 414
3 職員手当等	2,335		会計年度任用職員報酬
10 需用費	265		3 職員手当等 1,278
11 役務費	746		時間外勤務手当 727
12 委託料	3,457		管理職員特別勤務手当 551
18 負担金、補助及び交付金	85,850	10 需用費 115	
		消耗品費 100	
		印刷製本費 15	
		11 役務費 379	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	4,921,890	93,167	5,015,057	93,167			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			通信運搬費 84 振込手数料 295
			12 委託料 1,559 電算処理委託料
			18 負担金、補助及び交付金 50,850 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
		4 低所得の子育て世帯 に対する生活支援特別給付金支給事業（ その他世帯分） 38,572	1 報酬 100 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 1,057 時間外勤務手当 606 管理職員特別勤務手当 451
			10 需用費 150 消耗品費 100 印刷製本費 50
			11 役務費 367 通信運搬費 59 振込手数料 308
			12 委託料 1,898 電算処理委託料
			18 負担金、補助及び交付金 35,000 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（その他世帯分）

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(518) 511	723,611	1,798,330	1,545,412	4,067,353	766,037	4,833,390	
補正前	(518) 511	723,097	1,798,330	1,540,807	4,062,234	766,037	4,828,271	
比 較	(0) 0	514	0	4,605	5,119	0	5,119	

() 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	111,048	11,427
	補 正 前	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	107,715	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,333	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	200,805	4,530	0	0	19,745	2,586	1,545,412	
	補 正 前	200,805	4,530	0	0	19,745	1,314	1,540,807	
	比 較	0	0	0	0	0	1,272	4,605	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 501	1,776,124	1,400,964	3,177,088	609,383	3,786,471	
補正前	(12) 501	1,776,124	1,396,359	3,172,483	609,383	3,781,866	
比 較	(0) 0	0	4,605	4,605	0	4,605	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	111,048	11,427
	補 正 前	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	107,715	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,333	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	196,157	4,530	0	0	19,745	2,586	1,400,964		
補 正 前	196,157	4,530	0	0	19,745	1,314	1,396,359		
比 較	0	0	0	0	0	1,272	4,605		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(506) 10	723,611	22,206	144,448	890,265	156,654	1,046,919	
補正前	(506) 10	723,097	22,206	144,448	889,751	156,654	1,046,405	
比 較	(0) 0	514	0	0	514	0	514	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	補 正 前	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報酬	514	その他の増減分	514	異動等による増	
職員手当	4,605	その他の増減分	4,605	異動等による増	

報告第7号

令和3年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和3年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、市議会に報告する。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和3年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	電算処理事業	4,592,000	4,592,000		4,592,000				
2	総務費	1 総務管理費	市有財産等管理事業	70,895,000	70,895,000						70,895,000
2	総務費	1 総務管理費	公用車維持管理事業	2,791,000	2,721,000						2,721,000
3	民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金 支給事業	865,425,000	134,558,000		134,558,000				
3	民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	11,239,000	11,239,000		11,239,000				
7	土木費	2 道路橋りょう費	小松町4号線道路改良事業	74,540,000	74,540,000		35,362,000		31,800,000		7,378,000
7	土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区周辺整備事業	49,535,000	14,410,000		4,744,000		4,200,000		5,466,000
7	土木費	4 都市計画費	公園施設整備事業	206,868,000	206,232,000		38,626,000		30,400,000		137,206,000
9	教育費	2 小学校費	小学校教材整備事業	5,715,000	5,715,000		2,857,000				2,858,000
9	教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	132,790,000	132,790,000				45,600,000		87,190,000
9	教育費	3 中学校費	中学校教材整備事業	3,465,000	3,465,000		1,732,000				1,733,000
9	教育費	6 保健体育費	スポーツ施設管理運営事業	16,638,000	15,950,000						15,950,000

報告第8号

令和3年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件

令和3年度泉大津市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、市議会に報告する。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和3年度泉大津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
						国庫支出金	企 業 債	損益勘定 留保資金	
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	公共下水道 事業第1工 区管渠布設 工事	円 243,483,000	円 68,820,000	円 174,663,000	円 28,590,000	円 138,100,000	円 7,973,000	埋設物管理者との協議等により、時間を要したことによる工期延長
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	泉大津市公 共下水道汐 見ポンプ場 の建設工事 委託	151,000,000	61,200,000	89,800,000	43,000,000	46,800,000		土木躯体の劣化に伴う対策工事による工期延長
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	泉大津市公 共下水道小 松ポンプ場 の建設工事 委託	169,300,000	52,500,000	116,800,000	58,400,000	58,400,000		入札不調及び新型コロナウイルスの影響により、機器製作に必要な部材調達に時間を要したことによる工期延長

報告第9号

令和4年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

令和4年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 37 号

泉大津市シーパスパーク広場条例制定の件

泉大津市シーパスパーク広場条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

市民に多様な憩いと集いの場を提供するとともに、都市における市民相互の交流及び魅力ある空間の形成を図ることを目的に、都市公園シーパスパークと一体的に活用するシーパスパーク広場を設置するため、本条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市シーパスパーク広場条例（案）

（設置）

第1条 市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び魅力ある空間の形成を図るため、泉大津市小松町にシーパスパーク広場（以下「広場」という。）を設置する。

（区域）

第2条 広場の区域は、市長が告示するものとする。

（有料施設）

第3条 広場に、次に掲げる有料で使用させる施設（以下「有料施設」という。）を置く。

- (1) 駐車場
- (2) コンテナハウス

2 有料施設の使用時間及び休日は、市長が定める。

（使用の許可）

第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 露店営業その他これに類する行為
- (2) 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為
- (3) イベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為
- (4) 耕作その他これに類する行為
- (5) コンテナハウスを使用する行為
- (6) 工作物その他の物件を設けて広場を占用する行為

2 市長は、前項に定める許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可（以下「使用

許可」という。)をしてはならない。

- (1) 広場の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 広場の使用が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 広場の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (6) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場よりの退去を命ずることができる。

- (1) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、前項に規定する処分その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 広場の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公衆の広場の利用に著しく支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても本市は、その責めを負わない。

(行為の禁止)

第7条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車輛を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 広場をその用途外に使用すること。
- (9) その他広場の管理に支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は損壊その他の理由により、広場の利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料等)

第9条 使用者又は駐車場を使用する者は別表に定める使用料又は泉大津市道路占用料条例（昭和37年泉大津市条例第5号）別表道路占用料金表に定める占用料を納付しなければならない。ただし、長期にわたる使用その他特殊な使用で別表の基準により難いと市長が認める場合は、規則で定める使用料又は占用料を納付するものとする。

2 広場にある附属設備又は器具備品を使用する者は、規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 使用者は、特別に電気その他を使用したときは、前2項に規定する使用料又は占用料のほか、実費として規則で定める額を負担しなければならない。

(使用料等の徴収)

第10条 使用料又は占用料は、使用許可の際徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料若しくは実費（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の還付)

第12条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保証人等)

第13条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、使用者に使用許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させることができる。

2 保証金は、使用許可に係る行為が終わったときに返還する。

3 市長は、使用者が使用料等又は第15条第1項の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用を終わったときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償及び事故の責任)

第15条 広場を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はそれに相当する損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、その使用に関して生じた一切の事項についてその責を負うものとする。ただし、管理上の都合によるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可その他の広場の運営に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 広場の利用を促進するために必要な業務
- (4) 第8条の規定による広場の利用の禁止又は制限に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第18条 市長は、指定管理者に広場の管理を行わせる場合は、広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第9条の規定にかかわらず、使用者、駐車場を使用する者及び広場にある附属設備又は器具備品を使用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、第9条に定める使用料等の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第19条 指定管理者が広場の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

2 有料施設の使用時間及び休日（次項において「使用時間等」という。）は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者が使用時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第20条 第16条の規定に基づき指定管理者に広場の管理を行わせる場合においては、第4条から第8条まで及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は別に定める。

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第16条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例の一部改正)

3 泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例(昭和39年泉大津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(24) シーパスパーク広場

別表

(1) 駐車場の使用料

使用時間	使用料
午前8時から午後8時まで	30分までごとに 100円
午後8時から午前8時まで	1時間までごとに 100円

備考

1 駐車後24時間までの上限金額は、600円とする。

2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。

(2) コンテナハウスの使用料

区分	期間	使用料
キッチン型(冷蔵冷凍庫、ガス調理設備あり)	1月	28,080円
キッチン型(冷蔵冷凍庫、ガス調理設備なし)	1月	21,600円
倉庫型	1月	21,600円

備考

1 使用期間が1月未満のものは、日割計算によるものとし、1日未満の端数は1日として計算する。

2 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(3) 第4条第1項第1号から第4号までの許可に係る使用料

種別	単位	期間	使用料
露店営業その他これに類する行為	1平方メートル	1日	120円
業として行う写真又は映画の撮影その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000円
業として行うイベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	10円
イベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	0.3円
耕作その他これに類する行為	1平方メートル	1年	760円

備考

- 1 年をもって計算するもので、使用期間が1年未満のものは、月割計算によるものとし、1月未満の端数は1月として計算する。
- 2 使用料が1件100円未満のものは、100円とし、100円を超えるものの10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 3 使用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとし、1平方メートルを超えるものの1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(参 考)

泉大津市シーパスパーク広場条例（案）要綱

本条例（案）は、市民に多様な憩いと集いの場を提供するとともに、都市における市民相互の交流及び魅力ある空間の形成を図ることを目的に、都市公園シーパスパークと一体的に活用するシーパスパーク広場を設置するため、制定するものであること。

1 設置

市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び魅力ある空間の形成を図るため、泉大津市小松町にシーパスパーク広場（以下「広場」という。）を設置するものであること。（第1条）

2 区域

広場の区域は、市長が告示するものであること。（第2条）

3 有料施設

(1) 広場に、次のア及びイに掲げる有料で使用させる施設（以下「有料施設」という。）を置くものであること。（第3条第1項）

ア 駐車場

イ コンテナハウス

(2) 有料施設の使用時間及び休日は、市長が定めるものであること。（第3条第2項）

4 使用の許可

(1) 広場において、次のアからオまでに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないものであること。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とするものであること。（第4条第1項）

ア 露店営業その他これに類する行為

イ 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為

ウ イベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為

エ 耕作その他これに類する行為

オ コンテナハウスを使用する行為

カ 工作物その他の物件を設けて広場を占用する行為

(2) 市長は、(1)に定める許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができるものであること。(第4条第2項)

5 使用許可の制限

市長は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、4の許可(以下「使用許可」という。)をしてはならないものであること。(第5条)

(1) 広場の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 広場の使用が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

(3) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(4) 広場の管理上支障があると認めるとき。

(5) 公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(6) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

6 使用許可の取消し等

(1) 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場よりの退去を命ずることができるものであること。(第6条第1項)

ア 法令、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

イ 使用許可に付した条件に違反したとき。

ウ その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあるとき。

エ 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

(2) 市長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、使用者に対し、(1)に規定する処分その他必要な措置を命ずることができるものであること。(第6条第2項)

ア 広場の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

イ 公衆の広場の利用に著しく支障があると認めるとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(3) (1)及び(2)の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても本市は、その責めを負わないものであること。(第6条第3項)

7 行為の禁止

広場においては、次の(1)から(9)までに掲げる行為をしてはならないものであること。ただし、使用許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでないものであること。（第7条）

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車輛を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 広場をその用途外に使用すること。
- (9) その他広場の管理に支障があると認められる行為をすること。

8 利用の禁止又は制限

市長は損壊その他の理由により、広場の利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができるものであること。（第8条）

9 使用料等

- (1) 使用者又は駐車場を使用する者は別表に定める使用料又は泉大津市道路占用料条例別表道路占用料金表に定める占用料を納付しなければならないものであること。ただし、長期にわたる使用その他特殊な使用で別表の基準により難いと市長が認める場合は、規則で定める使用料又は占用料を納付するものであること。（第9条第1項）
- (2) 広場にある附属設備又は器具備品を使用する者は、規則で定める使用料を納付しなければならないものであること。（第9条第2項）
- (3) 使用者は、特別に電気その他を使用したときは、(1)及び(2)に規定する使用料又は占用料のほか、実費として規則で定める額を負担しなければならないものであること。（第9条第3項）

10 使用料等の徴収

使用料又は占用料は、使用許可の際徴収するものであること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでないものであること。（第10条）

1.1 使用料等の減免

市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料若しくは実費（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができるものであること。（第11条）

1.2 使用料等の還付

既納の使用料等は還付しないものであること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものであること。（第12条）

1.3 保証人等

(1) 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、使用者に使用許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させることができるものであること。（第13条第1項）

(2) 保証金は、使用許可に係る行為が終わったときに返還するものであること。（第13条第2項）

(3) 市長は、使用者が使用料等又は15の(1)の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとするものであること。（第13条第3項）

1.4 原状回復義務

使用者は、その使用を終わったときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならないものであること。（第14条）

1.5 損害の賠償及び事故の責任

(1) 広場を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はそれに相当する損害を賠償しなければならないものであること。（第15条第1項）

(2) 使用者は、その使用に関して生じた一切の事項についてその責を負うものとするものであること。ただし、管理上の都合によるときは、この限りでないものであること。（第15条第2項）

1.6 指定管理者による管理

市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができるものであること。(第16条)

1.7 指定管理者に行わせる業務の範囲

16の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次の(1)から(5)までのとおりとするものであること。(第17条)

- (1) 使用許可その他の広場の運営に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 広場の利用を促進するために必要な業務
- (4) 8の規定による広場の利用の禁止又は制限に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、広場の管理上、市長が必要と認める業務

1.8 利用料金等

- (1) 市長は、指定管理者に広場の管理を行わせる場合は、広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができるものであること。(第18条第1項)
- (2) (1)の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、9の規定にかかわらず、使用者、駐車場を使用する者及び広場にある附属設備又は器具備品を使用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。(第18条第2項)
- (3) 利用料金の額は、9に定める使用料等の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものであること。(第18条第3項)
- (4) 市長は、(3)の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを告示するものであること。(第18条第4項)
- (5) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができるものであること。(第18条第5項)
- (6) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるものであること。(第18条第6項)
- (7) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができるものであること。(第18条第7項)

1.9 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 指定管理者が広場の管理を行う場合において、指定管理者は、条例及び条例

に基づく規則の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならないものであること。（第19条第1項）

(2) 有料施設の使用時間及び休日（(3)において「使用時間等」という。）は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものであること。（第19条第2項）

(3) 18の(4)の規定は、(2)の規定により指定管理者が使用時間等を定めた場合について準用するものであること。（第19条第3項）

20 指定管理者による管理の場合の読替え

16の規定に基づき指定管理者に広場の管理を行わせる場合においては、4から8まで及び13の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とするものであること。（第20条）

21 委任

この条例（案）の施行について必要な事項は別に定めるものであること。（第21条）

22 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、規則で定める日から施行するものであること。（附則第1項）

(2) 準備行為

16に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例（案）の施行に必要な準備行為は、この条例（案）の施行の日前においても行うことができるものであること。（附則第2項）

(3) 泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例の一部改正

泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例第3条にシーパスパーク広場を加えるものであること。（附則第3項）

別表

(1) 駐車場の使用料

使用時間	使用料
午前8時から午後8時まで	30分までごとに 100円
午後8時から午前8時まで	1時間までごとに 100円

備考

- 1 駐車後24時間までの上限金額は、600円とする。
- 2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。

(2) コンテナハウスの使用料

区 分	期 間	使用料
キッチン型（冷蔵冷凍庫、ガス調理設備あり）	1月	28,080円
キッチン型（冷蔵冷凍庫、ガス調理設備なし）	1月	21,600円
倉庫型	1月	21,600円

備考

- 1 使用期間が1月未満のものは、日割計算によるものとし、1日未満の端数は1日として計算する。
- 2 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(3) 第4条第1項第1号から第4号までの許可に係る使用料

種 別	単 位	期 間	使用料
露店営業その他これに類する行為	1平方メートル	1日	120円
業として行う写真又は映画の撮影その他これに類する行為	1場所	1時間	1,000円
業として行うイベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	10円
イベントのために広場の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル	1時間	0.3円
耕作その他これに類する行為	1平方メートル	1年	760円

備考

- 1 年をもって計算するもので、使用期間が1年未満のものは、月割計算によるものとし、1月未満の端数は1月として計算する。
- 2 使用料が1件100円未満のものは、100円とし、100円を超えるものの10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 3 使用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとし、1平方メートルを超えるものの1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

議案第 38 号

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 25 号）が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年泉大津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>

議案第 39 号

泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負 契約締結の件

泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 15 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約金額 | 1, 510, 625, 600円 |
| 2 契約の相手方 | 所在 大阪府中央区瓦町二丁目4番7号
名称 栗本建設工業株式会社
代表取締役 岩崎 光延 |

(参 考)

工事概要 小津中学校校舎棟長寿命化改良工事一式

(内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、
電気設備改修、機械設備改修)

工事請負仮契約書（概要）

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 泉大津市助松町二丁目13番1号 |
| 3 | 工 期 | 市議会で議決された日から令和7年2月28日まで |
| 4 | 請負代金額 | ¥1,510,625,600-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥137,329,600- |
| 5 | 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（請負代金の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者栗本建設工業株式会社は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和4年5月24日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

請負者 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

栗本建設工業株式会社

代表取締役 岩 崎 光 延 印

工事名 泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事
 工事場所 泉大津市助松町2丁目13番1号
 工事概要 校舎棟建築工事一式 校舎棟電気設備工事一式
 校舎棟機械設備工事一式 外構工事一式
 工事予定期間 令和4年～令和6年 3箇年

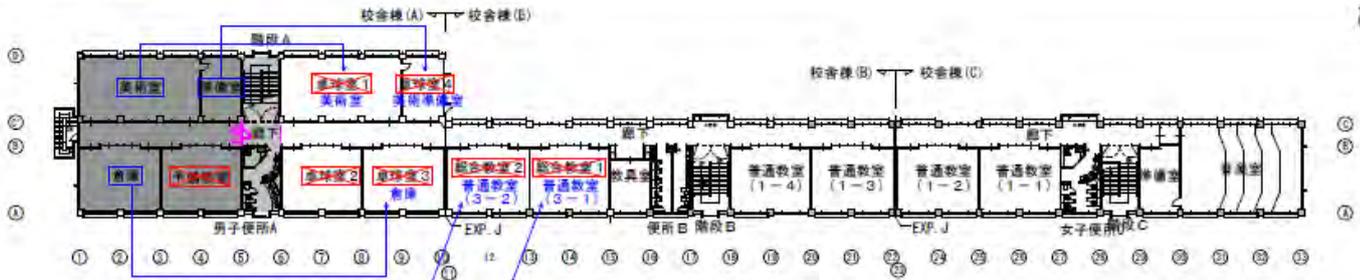


泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事

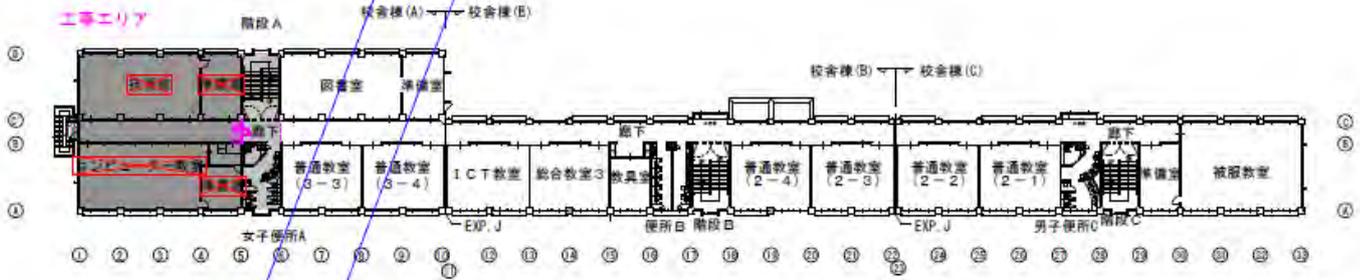
配置図

令和4年度

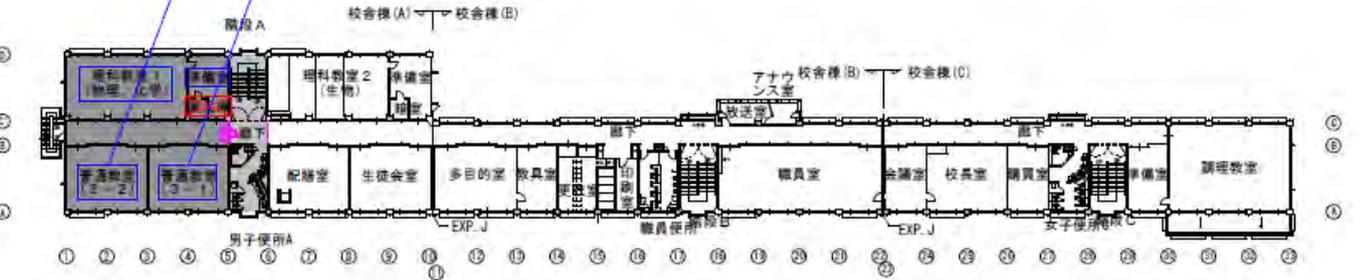
STEP1 A棟半分改修



4階平面図 S=1/400



3階平面図 S=1/400



2階平面図 S=1/400

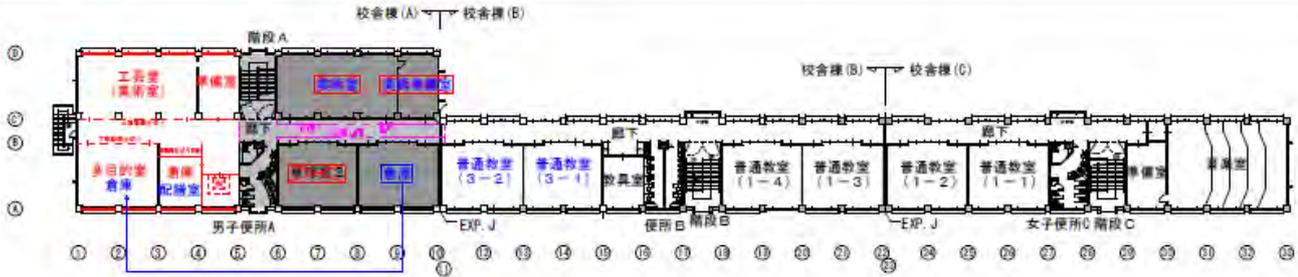


1階平面図 S=1/400

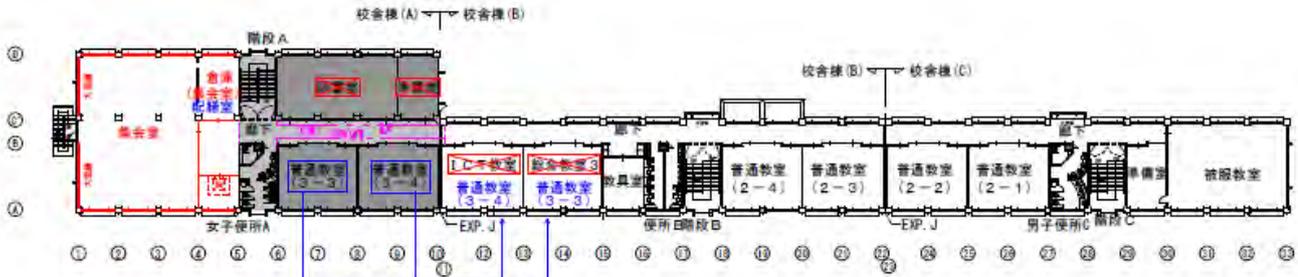
- 工事範囲
- 仮設間仕切りA種
- 休校日に工事を行う範囲(土日祝、夏休み等)
- 仮設間仕切りB種
- 作業室
- 仮設片開き扉(W900×H2100)
- 仮設間仕切り口種
- 仮移動(代替室必要室)
- 仮設両開き扉(W1300×H2100)

令和4年度～令和5年度

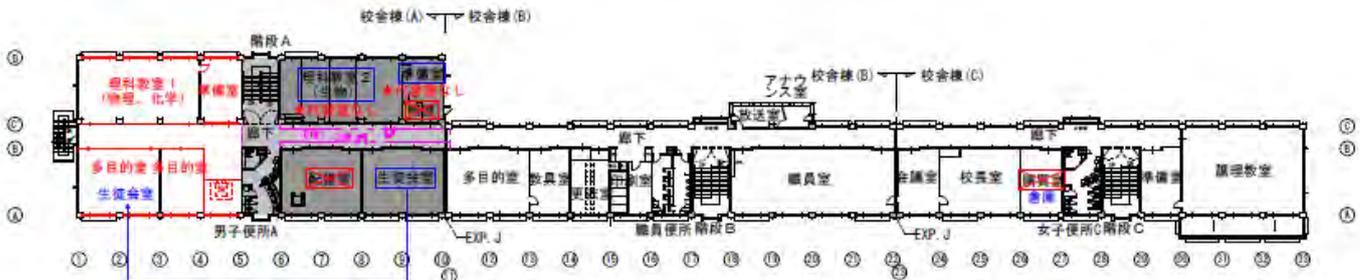
STEP2 A棟半分改修



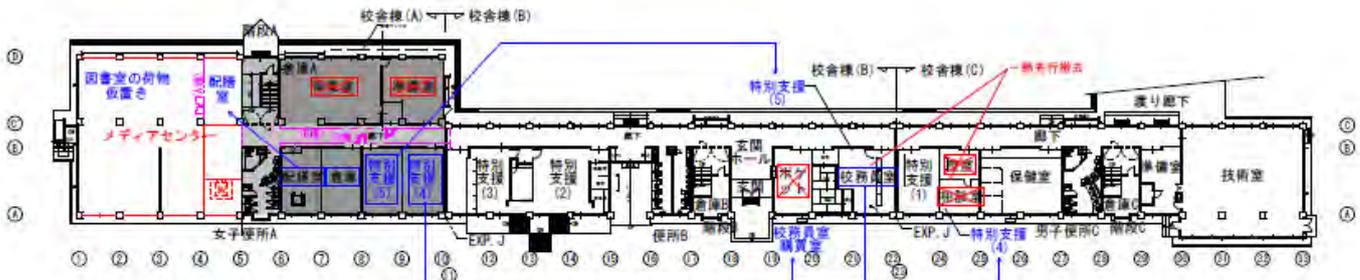
4階平面図 S=1/400



3階平面図 S=1/400



2階平面図 S=1/400

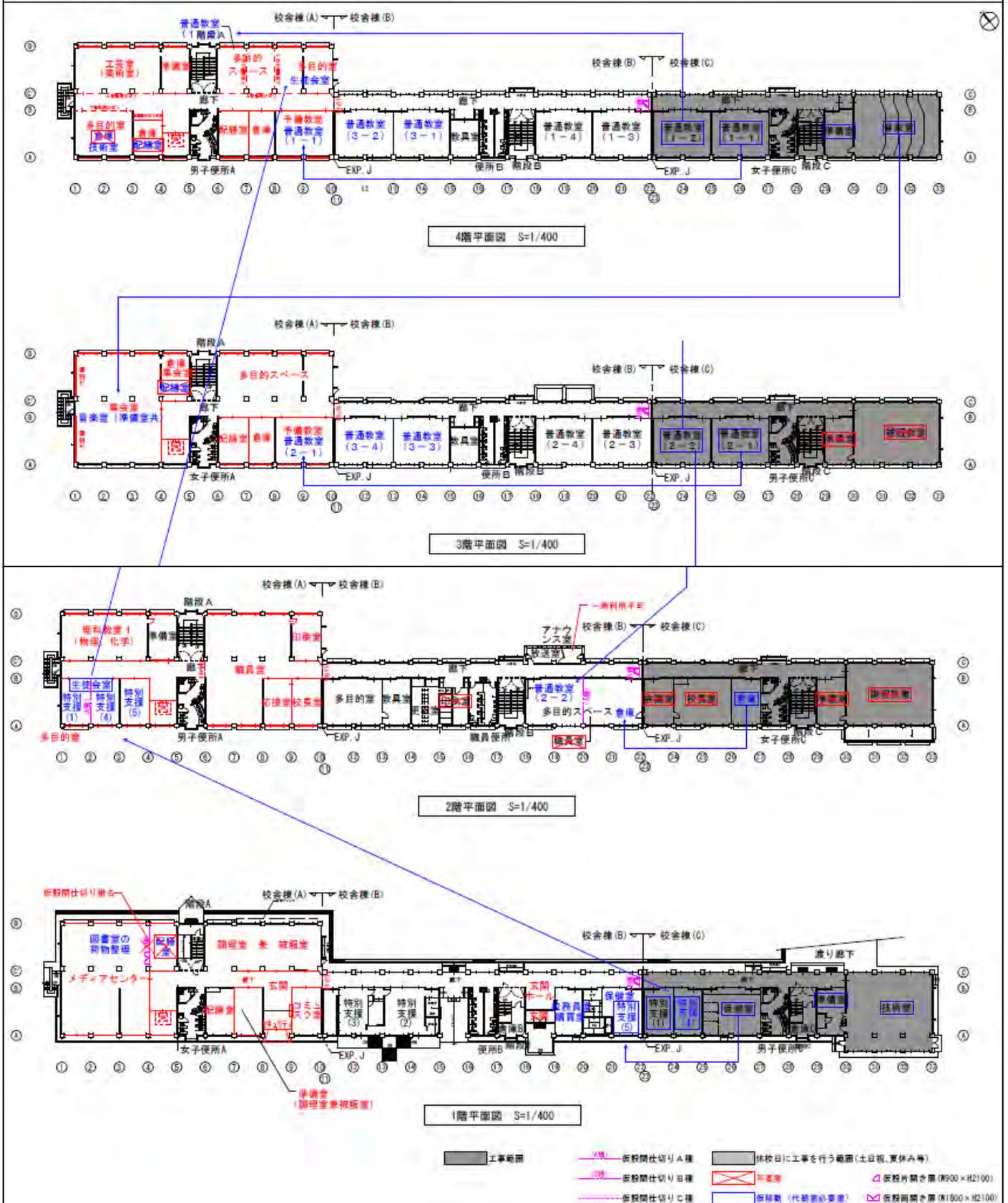


1階平面図 S=1/400

- 工事範囲
- 仮設間仕切りA種
- 休校日に工事を行う範囲(土日祝・夏休み等)
- 仮設間仕切りB種
- 非常室
- 仮設片開き扉(W900×H2100)
- 仮設間仕切りC種
- 仮移動(代客室必要室)
- 仮設片開き扉(W1800×H2100)

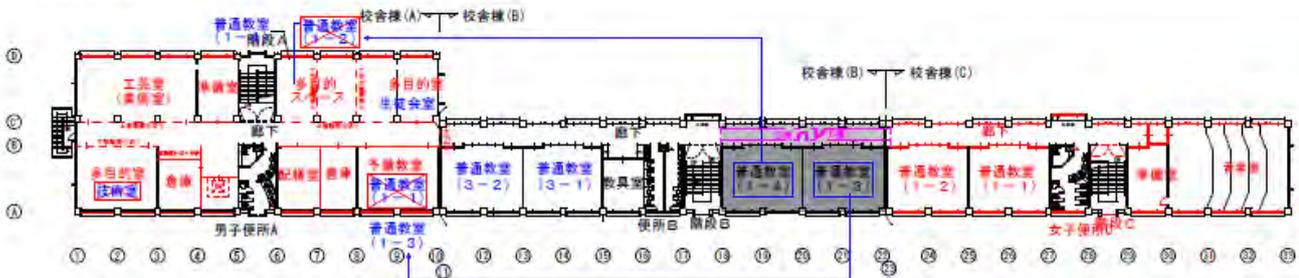
令和5年度

STEP3 C棟半分改修

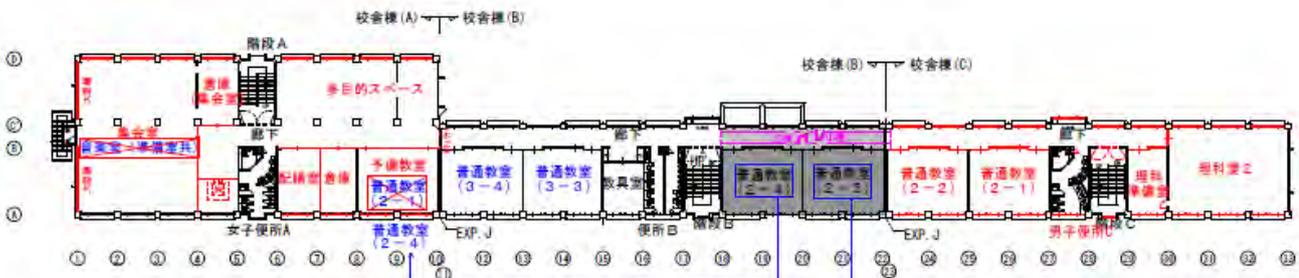


令和5年度～令和6年度

STEP4 B棟半分改修



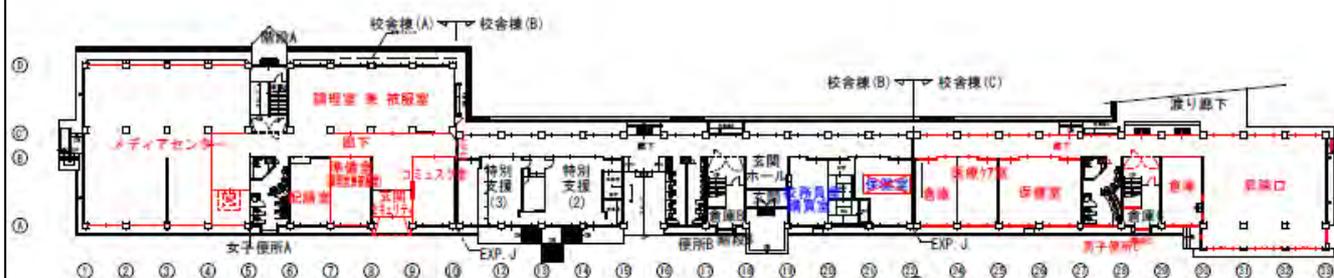
4階平面図 S=1/400



3階平面図 S=1/400



2階平面図 S=1/400

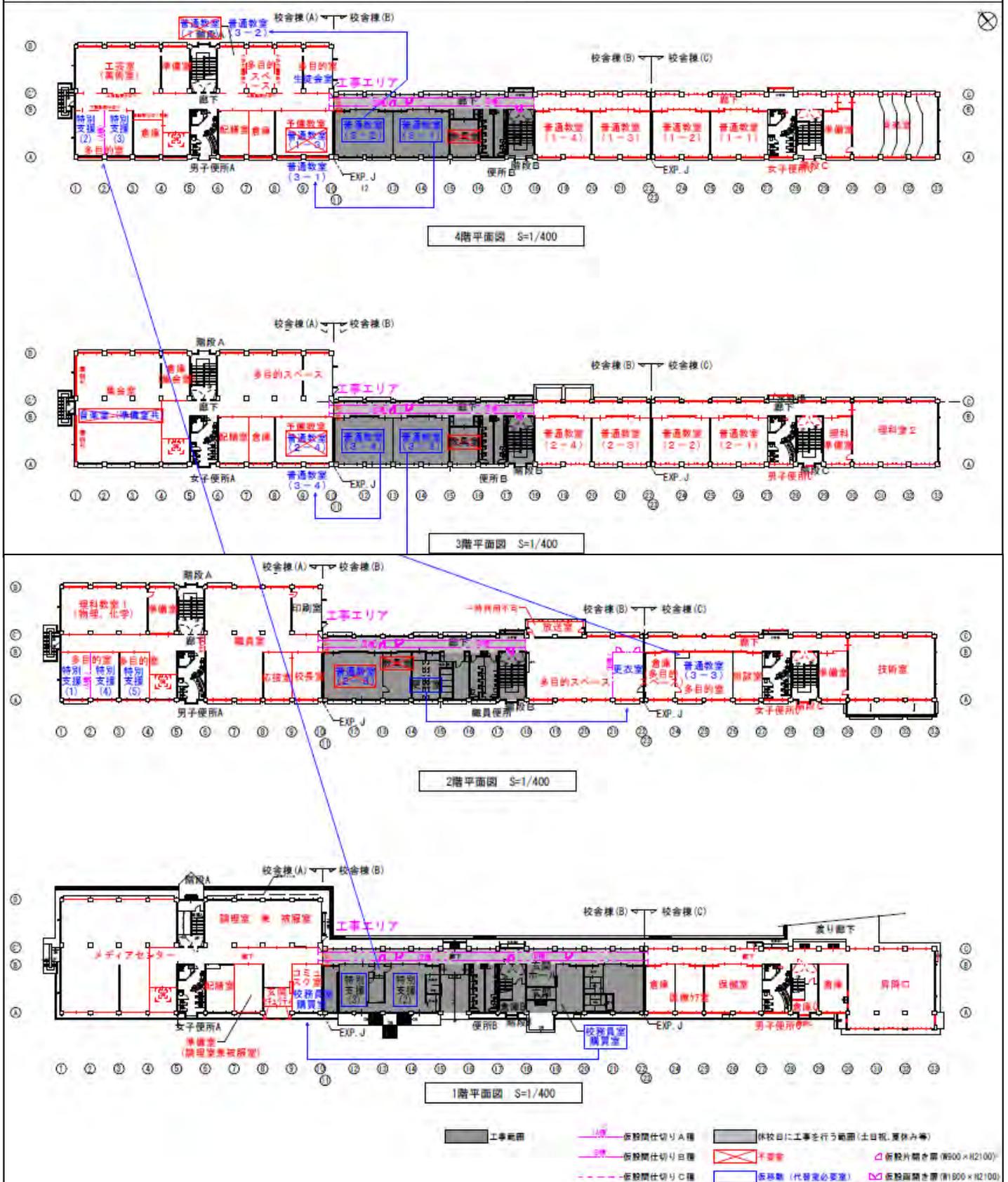


1階平面図 S=1/400

- 工事範囲
- 仮設間仕切りA種
- 休校日に工事を行う範囲(土日祝・夏休み等)
- 仮設間仕切りB種
- 下書き
- 仮設間仕切りC種
- 仮移動(代替室必要)
- 仮設片開き扉(900×H2100)
- 仮設片開き扉(900×H2100)
- 仮設片開き扉(900×H2100)

令和6年度

STEP5 日機半分改修



動 産 買 入 れ の 件

ポータブルトイレを次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|--------|---|
| 1 買入れ額 | 24,039,840円 |
| 2 買入れ先 | 所 在 大阪市西区新町四丁目13番1号
名 称 株式会社赤尾大阪営業部
取締役大阪営業部長 泉 尾 繁 春 |

(参 考)

物品売買仮契約書（概要）

- | | |
|-------------|---|
| 1 件名（品名） | ポータブルトイレ購入 |
| 2 内 容 | ポータブルトイレ本体（120台）
専用バッテリー（120個）
ポータブルトイレ消耗品（120セット） |
| 3 納 入 期 限 | 令和4年9月30日 |
| 4 契 約 金 額 | ¥24,039,840－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥2,185,440－ |
| 5 契 約 保 証 金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第
114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）
又は第116条の規定による。 |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社赤尾大阪営業部は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和4年5月20日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 大阪市西区新町四丁目13番1号
株式会社赤尾大阪営業部
取締役大阪営業部長 泉 尾 繁 春 印

ポータブルトイレ

①ポータブルトイレ本体

段ボール製の収納箱1箱内に収納、5段まで段積み可

組立サイズ縦460×横390×高さ400 mm

収納サイズ縦460×横390×高さ270 mm

本体12kg以下、耐荷重は150kg

作動はリモコン式、音声ガイダンス機能付き

②専用バッテリー

空状態から4時間程度で満充電可

満充電から1年間使用しない場合でも50%程度の充電容量を確保

満充電時の本体連続使用回数は70回以上

③専用消耗品セット

フィルム 50回分/セット

凝固剤 50回分/セット

ウエットティッシュ 50回分/セット

動 産 買 入 れ の 件

一般家庭ごみ収集等に係る指定ごみ袋を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 買入れ額 | 2 1, 7 2 2, 2 5 0 円 |
| 2 買入れ先 | 所 在 大阪市東淀川区上新庄一丁目 2 番 7 号 |
| | 名 称 株式会社テライ |
| | 取締役 小 川 隆 博 |

(参 考)

物品売買単価仮契約書（概要）

- | | | |
|-----------------|---|-----------|
| 1 件名（品名） | 泉大津市一般家庭ごみ指定袋購入 | |
| 2 納入期限 | 令和5年3月31日 | |
| 3 単価契約金額 | 一般家庭ごみ指定袋（450） | 8.25円 |
| | （予定数量 | 950,000枚） |
| | 一般家庭ごみ指定袋（300） | 6.30円 |
| | （予定数量1,000,000枚） | |
| | 一般家庭ごみ指定袋（150） | 4.50円 |
| （予定数量 | 900,000枚） | |
| 一般家庭ごみ指定袋（7.50） | 4.00円 | |
| （予定数量 | 390,000枚） | |
| | （消費税及び地方消費税を含まない金額） | |
| 4 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 | |

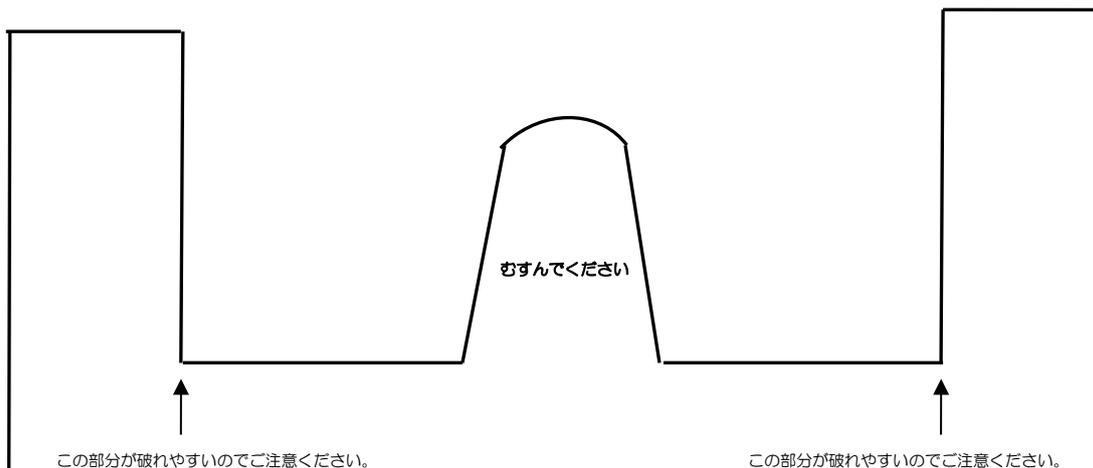
上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社テライは、物品売買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和4年4月27日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南出 賢一 印

受注者 大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号
株式会社テライ
取締役 小川 隆博 印



泉大津市指定袋

【家庭用大袋●●♾️】

可燃ごみ専用袋

Burnable garbage
可燃垃圾 가연성 쓰레기

- ◎燃えるごみ以外は入れないでください。
- ◎ごみは正しく分別し、決められた日に出してください。
- ◎生ごみは、よく水分を切って出してください。
- ◎とがった物などを入れると袋が破れる場合がありますので
ご注意ください。
- ◎袋の口は、しっかり結んでください。
- ◎この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

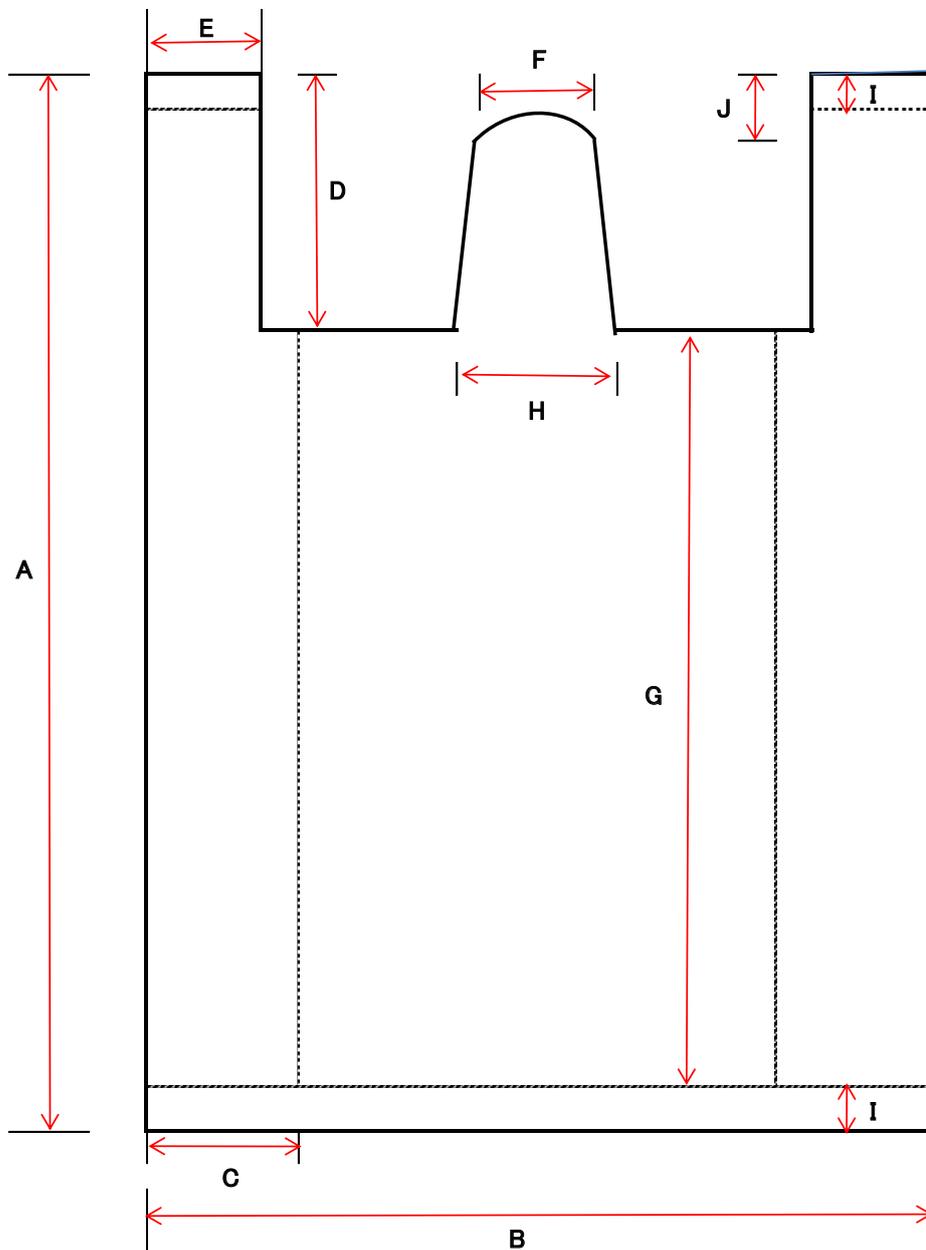


広告欄	広告欄

泉大津市では、市の自主財源の確保を目的に、指定ごみ袋に有料で広告を掲載しています。

「混ぜればごみ 分ければ資源」 MADE IN JAPAN

- ※ デザインは、各大きさとも同様（広告欄を除く。）とする。
- ※ ●●♾️表示は、それぞれの大きさによる表示とする。
- ※ ベロ部分（むすんでください）は縦書きでも可能とする。



(単位: mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
45リットル	800	450	100	180	80	50	605	110	ヒートシール幅は10 ~15mmを目安とす る。	30~35mm程度を目 安とし、袋のペロの 部分も一緒に圧着し ないよう注意するこ と。
30リットル	700	400	85	150	70	50	535	90		
15リットル	550	320	75	135	40	50	400	90		
7.5リットル	440	255	65	125	40	40	300	80		

外 袋



ごみ分別アプリ配信中



ここから1枚ずつ取り出せます。

泉大津市



IZUMIOTSU

家庭用可燃ごみ指定袋

● リットル (●)

Burnable garbage

可燃垃圾 가연성 쓰레기

※この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

●●●円 (10枚入)

【取扱上の注意】

警告 ●この袋は、乳幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。
乳幼児や子供の手の届くところに置かないでください。

危険
マーク

注意 ●可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
●突起物のあるものを入れると材質上やぶれることがありますのでご注意ください。
●無害ですが食品包装には使用しないでください。
●摩擦により衣服に色がつく場合がありますのでこすらないようにしてください。

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂 ポリエチレン
耐冷温度 -30度
寸法外形 ●●●×●●●ミリメートル
厚 さ 0.03 ミリメートル
表示者 泉大津市
泉大津市東雲町9番12号
TEL 0725 (33) 1131

JANコード



PE

MADE IN JAPAN

令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,020,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,406,260	364,299	7,770,559
	1 国庫負担金	5,364,438	70,553	5,434,991
	2 国庫補助金	1,983,710	293,746	2,277,456
15 府支出金		2,333,094	9,080	2,342,174
	2 府補助金	552,687	9,080	561,767
18 繰入金		1,538,204	204,642	1,742,846
	2 基金繰入金	1,501,570	204,642	1,706,212
歳 入 合 計		34,442,016	578,021	35,020,037

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,558,325	153,330	3,711,655
	1 総務管理費	2,914,567	153,330	3,067,897
3 民生費		14,804,766	14,964	14,819,730
	1 社会福祉費	5,830,468	8,271	5,838,739
	2 児童福祉費	5,015,057	1,203	5,016,260
	6 国民健康保険事業費	804,008	5,490	809,498
4 衛生費		3,925,087	123,433	4,048,520
	1 保健衛生費	774,135	123,433	897,568
6 商工費		104,674	281,360	386,034
	1 商工費	104,674	281,360	386,034
9 教育費		4,097,616	4,934	4,102,550
	1 教育総務費	747,031	1,340	748,371
	2 小学校費	1,363,999	1,415	1,365,414
	3 中学校費	1,068,163	979	1,069,142
	5 社会教育費	503,194	300	503,494
	6 保健体育費	131,344	900	132,244
歳 出 合 計		34,442,016	578,021	35,020,037

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 406, 260
15 府支出金	2, 333, 094
18 繰入金	1, 538, 204
歳 入 合 計	34, 442, 016

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
364,299	7,770,559
9,080	2,342,174
204,642	1,742,846
578,021	35,020,037

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	3,558,325	153,330
3 民生費	14,804,766	14,964
4 衛生費	3,925,087	123,433
6 商工費	104,674	281,360
9 教育費	4,097,616	4,934
歳 出 合 計	34,442,016	578,021

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,711,655				153,330
14,819,730	6,395			8,569
4,048,520	123,433			
386,034	8,880			272,480
4,102,550	200			4,734
35,020,037	138,908			439,113

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,406,260	千円 364,299	千円 7,770,559

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費国庫負担金	53,970	70,553	124,523
計	5,364,438	70,553	5,434,991

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	311,096	234,471	545,567
2 民生費国庫補助金	467,988	6,395	474,383
3 衛生費国庫補助金	82,368	52,880	135,248
計	1,983,710	293,746	2,277,456

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,333,094	千円 9,080	千円 2,342,174

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 商工費府補助金	4,655	8,880	13,535
8 教育費府補助金	54,369	200	54,569

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	70,553	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	234,471	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 社会福祉費補助金	6,395	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費補助金
1 保健衛生費補助金	52,880	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

節		説明
区分	金額	
1 商工費補助金	8,880	大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金
1 教育総務費補助金	200	道徳教育推進事業費補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	552,687	9,080	561,767

補正前	補正額	計
千円 1,538,204	千円 204,642	千円 1,742,846

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	846,159	204,642	1,050,801
計	1,501,570	204,642	1,706,212

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	204,642	財政調整基金繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 3,558,325	千円 153,330	千円 3,711,655

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,599,132	900	1,600,032				900
17 諸費	90,000	152,430	242,430				152,430
計	2,914,567	153,330	3,067,897				153,330

補正前	補正額	計
千円 14,804,766	千円 14,964	千円 14,819,730

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	556,001	7,071	563,072	6,395			676
3 老人福祉費	2,286,084	900	2,286,984				900

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	900	4 職員健康診断事業 900	12 委託料 900 職員等PCR検査実施業務委託料
22 償還金、利子及び割引料	152,430	1 国・府支出金返還事業 152,430	22 償還金、利子及び割引料 152,430 国府補助金等返還金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等 10 需用費 12 委託料	200 121 6,750	5 ふれあいバス運行事業 676	10 需用費 121 消耗品費 12 燃料費 70 印刷製本費 39 12 委託料 555 バス運行管理委託料
		18 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 6,395	3 職員手当等 200 時間外勤務手当 100 管理職員特別勤務手当 100 12 委託料 6,195 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務委託料
12 委託料 27 繰出金	300 600	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 600	27 繰出金 600 介護保険事業特別会計への繰出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 障がい者福祉費	286,567	300	286,867				300
計	5,830,468	8,271	5,838,739	6,395			1,876

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉給務費	2,029,576	180	2,029,756				180
4 保育所費	671,127	1,023	672,150				1,023
計	5,015,057	1,203	5,016,260				1,203

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	804,008	5,490	809,498				5,490
計	804,008	5,490	809,498				5,490

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		24 介護サービス事業者PCR検査受検支援事業 300	12 委託料 高齢者等施設従事者PCR検査実施業務委託料 300
12 委託料	300	14 障がい福祉サービス事業者PCR検査受検支援事業 300	12 委託料 障がい福祉サービス事業者PCR検査実施業務委託料 300

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	180	10 民間認定子ども園等運営補助事業 180	12 委託料 民間認定子ども園職員PCR検査実施業務委託料 180
17 備品購入費	1,023	2 保育所運営事業 1,023	17 備品購入費 保育用器具費 1,023

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	5,490	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 5,490	27 繰出金 国民健康保険事業特別会計への繰出 5,490

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,925,087	千円 123,433	千円 4,048,520

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	362,371	122,562	484,933	122,562			
6 保健センター費	21,449	871	22,320	871			
計	774,135	123,433	897,568	123,433			

(単位：千円)

節		説 明		
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳	
7 報償費	182	4 予防接種事業（健康づくり課） 122,562	7 報償費 従事者報償費	182
10 需用費	3,630		10 需用費 印刷製本費	3,630
11 役務費	8,605		11 役務費 通信運搬費	8,605
12 委託料	110,114		12 委託料 プログラム変更委託料	715
13 使用料及び賃借料	31		13 使用料及び賃借料 電子複写機使用料	31
			11 役務費 人材派遣料	4,211
			11 役務費 広報挟み込み手数料	108
			12 委託料 予防接種委託料	62,584
			12 委託料 支払事務委託料	1,650
			12 委託料 コールセンター業務委託料	24,804
			12 委託料 医療廃棄物処理委託料	33
			12 委託料 集団接種業務委託料	20,328
10 需用費	871	2 保健センター維持管理事業 871	10 需用費 光熱水費	871

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

補正前	補正額	計
千円 104,674	千円 281,360	千円 386,034

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	54,084	281,360	335,444	8,880			272,480
計	104,674	281,360	386,034	8,880			272,480

補正前	補正額	計
千円 4,097,616	千円 4,934	千円 4,102,550

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 教育支援センター費	116,448	1,340	117,788	200			1,140
計	747,031	1,340	748,371	200			1,140

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	278,880 2,480	1 産業振興対策事業 281,360	12 委託料 278,880 新型コロナウイルス感染症無料検査事業委託料 8,880 泉大津くらし応援クーポン事業業務委託料 270,000 18 負担金、補助及び交付金 2,480 PCR検査場運営負担金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費 10 需用費 12 委託料 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金	72 5 290 850 123	4 教職員研修事業 200	7 報償費 72 講師謝礼 10 需用費 5 消耗品費 18 負担金、補助及び交付金 123 道徳教育推進事業研修負担金
		7 情報環境整備事業（教育政策課） 1,140	12 委託料 290 端末初期設定委託料 100 教育委員会Wi-Fi環境整備委託料 190 17 備品購入費 850 機械器具費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	50,867	1,415	52,282				1,415
計	1,363,999	1,415	1,365,414				1,415

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	40,092	979	41,071				979
計	1,068,163	979	1,069,142				979

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 留守家庭児童会費	132,075	300	132,375				300
計	503,194	300	503,494				300

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	40,835	180	41,015				180
3 スポーツ施設費	75,694	720	76,414				720
計	131,344	900	132,244				900

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	1,415	2 小学校就学援助事業 1,415	18 負担金、補助及び交付金 就学援助費 1,415

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	979	2 中学校就学援助事業 979	18 負担金、補助及び交付金 就学援助費 979

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	300	1 留守家庭児童会運営事業 300	10 需用費 消耗品費 300

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	180	3 小中学校教職員PCR検査実施事業 180	12 委託料 職員等PCR検査実施業務委託料 180
17 備品購入費	720	1 スポーツ施設管理運営事業 720	17 備品購入費 機械器具費 720

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(518) 511	723,611	1,798,330	1,545,612	4,067,553	766,037	4,833,590	
補正前	(518) 511	723,611	1,798,330	1,545,412	4,067,353	766,037	4,833,390	
比 較	(0) 0	0	0	200	200	0	200	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	111,148	11,427
	補 正 前	55,572	115,440	881,929	64,248	42,348	35,734	111,048	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	100	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	200,805	4,530	0	0	19,745	2,686	1,545,612	
	補 正 前	200,805	4,530	0	0	19,745	2,586	1,545,412	
	比 較	0	0	0	0	0	100	200	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 501	1,776,124	1,401,164	3,177,288	609,383	3,786,671	
補正前	(12) 501	1,776,124	1,400,964	3,177,088	609,383	3,786,471	
比 較	(0) 0	0	200	200	0	200	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	111,148	11,427
	補 正 前	55,572	114,106	744,023	64,248	41,788	35,734	111,048	11,427
	比 較	0	0	0	0	0	0	100	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	196,157	4,530	0	0	19,745	2,686	1,401,164		
補 正 前	196,157	4,530	0	0	19,745	2,586	1,400,964		
比 較	0	0	0	0	0	100	200		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(506) 10	723,611	22,206	144,448	890,265	156,654	1,046,919	
補正前	(506) 10	723,611	22,206	144,448	890,265	156,654	1,046,919	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	補 正 前	1,334	137,906	560	0	0	4,648	0	144,448
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	200	その他の増減分	200	異動等による増	

議案第43号

令和4年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和4年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		1,459,276	△8,778	1,450,498
	1 国民健康保険料	1,459,276	△8,778	1,450,498
3 府支出金		5,905,153	3,288	5,908,441
	1 府補助金	5,905,153	3,288	5,908,441
5 繰入金		836,347	5,490	841,837
	1 他会計繰入金	804,008	5,490	809,498
歳 入 合 計		8,206,579	0	8,206,579

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,143,351	0	2,143,351
	1 医療給付費分	1,572,944	0	1,572,944
	2 後期高齢者支援金等分	415,231	0	415,231
	3 介護納付金分	155,176	0	155,176
歳 出 合 計		8,206,579	0	8,206,579

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
1 国民健康保険料	1, 4 5 9, 2 7 6
3 府支出金	5, 9 0 5, 1 5 3
5 繰入金	8 3 6, 3 4 7
歳 入 合 計	8, 2 0 6, 5 7 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 8, 7 7 8	1, 4 5 0, 4 9 8
3, 2 8 8	5, 9 0 8, 4 4 1
5, 4 9 0	8 4 1, 8 3 7
0	8, 2 0 6, 5 7 9

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 国民健康保険事業費納付金	2,143,351	0
歳 出 合 計	8,206,579	0

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2,143,351	3,288		△3,288	
8,206,579	3,288		△3,288	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,459,276	千円 △8,778	千円 1,450,498

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	1,459,108	△8,778	1,450,330
計	1,459,276	△8,778	1,450,498

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,905,153	千円 3,288	千円 5,908,441

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,895,960	3,288	5,899,248
計	5,905,153	3,288	5,908,441

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年分	△6,200	医療給付費分現年分
2 後期高齢者支援金分現年分	△1,879	後期高齢者支援金分現年分
3 介護納付金分現年分	△699	介護納付金分現年分

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	3,288	特別調整交付金

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

補正前	補正額	計
千円 836,347	千円 5,490	千円 841,837

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	804,008	5,490	809,498
計	804,008	5,490	809,498

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 その他繰入金	5,490	その他繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 2,143,351	千円 0	千円 2,143,351

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	1,571,634	0	1,571,634	2,322		△2,322	
計	1,572,944	0	1,572,944	2,322		△2,322	

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	415,221	0	415,221	704		△704	
計	415,231	0	415,231	704		△704	

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	155,176	0	155,176	262		△262	
計	155,176	0	155,176	262		△262	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業納 付金 0	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 医療給付費分

議案第 4 4 号

令和 4 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 4 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 1 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1,161,301	△1,000	1,160,301
	1 介護保険料	1,161,301	△1,000	1,160,301
2 国庫支出金		1,443,171	400	1,443,571
	2 国庫補助金	393,204	400	393,604
6 繰入金		1,154,333	600	1,154,933
	1 一般会計繰入金	1,034,333	600	1,034,933
歳 入 合 計		6,187,450	0	6,187,450

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 161, 301
2 国庫支出金	1, 443, 171
6 繰入金	1, 154, 333
歳 入 合 計	6, 187, 450

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△1, 000	1, 160, 301
400	1, 443, 571
600	1, 154, 933
0	6, 187, 450

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,161,301	千円 △1,000	千円 1,160,301

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1,161,301	△1,000	1,160,301
計	1,161,301	△1,000	1,160,301

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,443,171	千円 400	千円 1,443,571

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	272,712	400	273,112
計	393,204	400	393,604

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,154,333	千円 600	千円 1,154,933

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 その他繰入金	0	600	600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収現年分	△1,000	現年分

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	400	調整交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰入金	600	その他繰入金

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
計	1,034,333	600	1,034,933

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金